

## 総務省聴聞手続規則の改正について

### 1. 概要

総務省聴聞手続規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 3 号）は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第三章第二節に規定する聴聞の具体的な運用について定めている。

今般、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省聴聞手続規則において押印を求めている手続について、押印を不要とする等の所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

総務省聴聞手続規則第 12 条第 1 項及び第 3 項に定める、聴聞調書及び報告書への主宰者の記名押印を不要とする。

### 3. スケジュール

令和 3 年 4 月 15 日 公布・施行